

第 558 回 企業会計基準委員会(第 4 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会) 議事録

I. 日 時 2025 年 10 月 7 日 (火) 10 時 30 分～12 時 10 分

II. 場 所 財務会計基準機構 会議室

III. 議 題

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する意見聴取

(説明者：有限責任 あずさ監査法人 パートナー 阿部博様)

(説明者：EY 新日本有限責任監査法人 パートナー 齊藤直人様)

(説明者：有限責任監査法人トーマツ パートナー 東川裕樹様)

(説明者：PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 加藤正英様)

IV. 議 事

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関して、有限責任監査法人トーマツ パートナー 東川裕樹様、PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 加藤正英様、有限責任 あずさ監査法人 パートナー 阿部博様、EY 新日本有限責任監査法人 パートナー 齊藤直人様よりご説明をいただき、質疑応答が行われた。

○川西委員長

それではお時間となりましたので始めていききたいと思います。第 558 回の企業会計基準委員会となります。本日もお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日の出席状況ですが、栗原委員がご欠席となります。残りの皆様は会議室にお越しいただいておりますので、委員会の開催要件を充足しております。この第 558 回企業会計基準委員会は、第 4 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会として開催いたします。

7 月 24 日に開催されました第 551 回企業会計基準委員会において、企業会計基準諮問会議からの依頼を受け、当委員会において、のれんの非償却の導入及びのれんの償却費計上区分の変更の提案により、会計基準として改善が見込まれるかどうかについて関係者から意見聴取をすることとなりました。意見聴取は当委員会の通常の審議と異なり、当委員会及び委員が「のれんの非償却の導入及びのれんの償却費計上区分の変更」に関して判断・評価を行うものではなく、関係者からの意見聴取の結果を企業会計基準諮問会議に報告することを目的として実施するものです。意見聴取は公聴会という形式で実施し、通常の審議を行う当委員会の会議とは明確に区別して行います。公聴会は公益財団法人財務会計基準機構の会議室において対面で行い、Zoom ウェビナーを通じてライブ配信を行うことで一般に公開し、傍聴可能とします。なお、意見聴取の様子の録画及び意見聴取時に関係者が使用した資料等につきましては、公聴会の実施後ウェブサイトにおいて公開をいたします。本日の意見聴取の対象は次の方々と、当財団

の会議室にお越しいただいております。ご紹介したいと思います。有限責任 あずさ監査法人のパートナー、阿部博様。EY 新日本有限責任監査法人のパートナー、齊藤直人様。有限責任監査法人トーマツのパートナー、東川裕樹様。PwC Japan 有限責任監査法人のパートナー、加藤正英様です。本日は、ただいまご紹介した方々にご説明をいただいた後に、当委員会の委員から質問させていただきたいと思えます。順番などお任せしたいと思えますので、早速ですけれども、よろしくお願いいたします。

○東川裕樹様

ありがとうございます。それではまず私からご説明させていただければと思えます。私ども、加藤先生と東川の名前のある資料に基づいてご説明させていただきます。改めまして本日はこのような貴重な機会を頂戴いたしまして、心より御礼申し上げます。私、監査法人に入所してから約 30 年で、2010 年以降 IFRS 実務を中心に、会計監査を通じて長年経験したことから今回の機会をいただいたものと理解しております。2009 年ごろ IFRS の強制適用の議論が本格化した時から関与してまいりまして、日本基準による連結監査を中心にやりながら、IFRS へ移行される企業の会計監査も担当してまいりました。また、複数の IFRS 適用会社の監査関連業務に本部機能としても幅広く関与してきた経緯がございますので、こうした経緯を踏まえて、本日いただいた質問に対する私見と想定される実務上の課題認識を述べさせていただきます。

それでは画面投影されている資料に基づいて説明させていただきます。まず表紙に記載のとおりでございます、資料や本日の発言につきましては私個人の見解でございます、所属法人・団体の公式見解ではないことをご了承いただければと思えます。今回、4 つの質問をいただいております、それぞれについて私の立場から私見を説明申し上げます。

まず 1 ページめくっていただけますでしょうか。左下 1 ページのスライドをご参照ください。まず個別の質問に入る前に総論としてコメントさせていただければと思えますが、日本の証券市場において上場企業は IFRS の任意適用が認められており、日本における一般に公正妥当と認められる会計基準では、のれんの償却及び減損により費用計上を行う一方で、IFRS ではのれんの定期償却は行わず、毎期減損テストを行うことで、減損損失として費用を計上する会計モデルが採用されています。この会計基準の差異については、確かに財務報告の業績報告の数値に直接影響を及ぼしますけれども、日本企業の財務報告の利用者には広く認知されており、既に 10 年以上にわたりこの両基準を採用した上場企業は証券市場で並存して財務報告が行われているということが定着していると思えます。定着と申し上げますのは、財務情報の利用者がのれんの償却費の調整であったり、のれんの償却の会計処理の違いを受けないフリー・キャッシュ・フローなどを利用して、企業の業績であったり、キャッシュ創出力を分析していると思えます。

2 点目、IFRS の適用会社の監査実務についてでございますが、IFRS ののれんの非償却と、毎期減損テストを通じた費用計上という会計モデルに基づいて作成された連結財務諸表に対し、日本の監査基準で監査を 10 年以上実施してきており、安定した監査実務の運用が行われていると思えます。つまり、日本基準であれ、IFRS 基準であれ、双方において、我々会計監査人として、まず十分な監査実務が可能である状況にあるということを強調しておきたいと思えます。ただし、会計基準の相違によって、我々の

会計監査上のリスク評価の濃淡が変わったりすることで、監査工数が異なり、それによって監査工数・監査コストが増えるということはございます。IFRS 監査の方が全般的に工数がかかるという点は、のれんの会計処理にかかわらず、開示ボリュームの違いなど、他の要因も大きく影響している点も改めてご理解いただければと思っております。日本基準であれ、IFRS であれ、会社が選択した一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて連結財務諸表が作成されることを我々保証する立場でございまして、まず、最初ののれんの非償却の改正を導入するかどうかについては、中立的な立場とさせていただきますが、後程この下段の②の観点から、改正については非常に慎重に検討すべきだと考えております。これは、後程詳細にご説明したいと思います。

先に①の日本の会計基準において、のれんの償却・非償却の選択適用を認めるかにつきましては私の意見としては反対の立場でございます。このスライドにも3点書かせていただきました。反対する理由としては3つございます。まず1つ目が日本の会計基準を採用する上場企業間の財務諸表の比較可能性を担保するためでございます。作成者側に日本基準の枠組みの中で、のれんの償却・非償却に関する会計方針の選択をフリーチョイスさせるというのは適切であるとは考えません。また、日本の会計基準を適用する企業にのれん償却・非償却の2つの会計方針が混在している、採用している会社が混在しているということは、利用者をミスリードする可能性・リスクが高まるように思いますし、日本の会計基準自体のブランドや信頼性にマイナスの影響がないかと個人的には懸念いたしました。2つ目の反対する理由ですが、後程詳細にご説明しますけれども、のれんの非償却処理を認める場合には、企業結合会計基準や減損会計基準の見直しもセットで行うべきだと考えております。したがって、仮に選択適用を認めると、関連する会計基準の改正が非常に複雑な構成になってしまうのではないかという懸念を持ちました。3点目の理由は、のれんの非償却に基づく業績報告数値に基づいて、投資家や市場と対話を望む上場企業の経営者の皆様には、IFRS の任意適用という最終手段があると考えました。以上、3点の理由によりまして、選択適用には反対です。その一方で、IFRS や米国会計基準において、中小企業や非上場会社向けには、のれんの償却を認める基準も存在しています。日本において、もし仮に、のれんの非償却・減損による費用計上モデルに完全移行する場合には、非上場会社や中小規模の企業の連結決算においては償却継続の道を残した方がよいのではないかと思います。

次に、②についてご説明を進めさせていただきます。仮に、のれんの非償却を日本基準に導入する場合には、現行の企業結合会計基準及び減損会計基準の改正も不可欠と考えます。皆様もご承知のとおり、今の日本の減損会計基準は、旧米国会計基準の減損モデルを参考に当時作成されており、IFRS とはアプローチが異なる会計モデルです。これまでの公聴会の議論を伺っていてあまり明確に議論されていないように私は思うのですが、のれんの非償却への改正を望まれているお立場の方は、日本の減損会計基準をIFRS の減損会計基準にコンバージェンスすべきと考えていらっしゃるのかどうか、という点を確認したいと思いました。また、IFRS の減損会計基準、IAS 36 ですが、これ自体もIOSCO より「too little, too late」の問題の勧告を受け、課題のある会計基準であるとして、現在IASB でも見直しを検討されていると理解しています。また、その困難性から、企業結合に関連する情報の開示の拡充の議論も進んでいると理解しています。したがって、仮に、のれんの非償却に改正する場合には、あわせて日本基準の減損会計基準の改正も必要だと個人的には思いますけれども、今後どのようなIAS 36 の改

正が行われるのか、その IAS 36 の改正後の全体像を踏まえて、日本基準の減損会計基準についてどのような改正を行うべきか、時期も含めて慎重に検討する必要があると思いました。次に、仮に現行の IFRS の企業結合会計基準や減損会計基準をベンチマークに日本基準を改訂する場合の課題・懸念について、次のページにまとめましたのでご説明させていただきます。

2 ページにお進みください。まず 1 点目が、企業結合会計基準の Purchase Price Allocation に関する論点です。既に公聴会でも何度か議論されている論点かと思いますが、企業結合時の買収対価の配分プロセスにおいて、無形資産の識別を日本基準でも、IFRS でも現在行っておりますが、日本基準では、2008 年当時の改正時に、実質的に分離して譲渡可能かどうかによって無形資産を識別するようになっており、また、日本基準は無形資産に配分しなくとも、のれんに配分され、のれんは一定期間で償却されることとセットで、我々会計監査上もこの無形資産の識別をどこまで行うべきかどうかということ、企業の皆様と適宜会計監査を通じて協議させていただいております。一方、IFRS では、無形資産に配分されれば、耐用年数で償却され、営業費用に計上されますが、無形資産に配分されない場合には、のれんとなり、非償却となり、減損を通じてのみ費用計上されますので、IFRS の監査としては、無形資産への配分の適切性・十分性について、慎重な監査が必要であり、その結果として企業の皆様にも評価専門家を起用していただき、無形資産の識別・測定といった複雑なプロセスをお願いしています。また、我々会計監査人側にも非常に難しい論点ですので、我々会計監査人側も評価専門家を起用しまして、深度のある監査手続を行いますので、監査工数もコストもかかるというのが実務上の課題として挙げられます。おそらくこの点、2008 年の日本基準の改正時に、無形資産の識別プロセスにおける実務負担が議論され、現行実務になっていると理解しておりますので、今回見直しを行うというのであれば当時の議論等の状況から変化があるかも含めて、この無形資産の識別を広く計上するという日本基準の改正を行うべきかについて再検討する必要があるのかと思います。また、日本の現行実務で無形資産の識別を IFRS と同等レベルで実施することも認められており、実際に行われている会社もあるという認識もありますので、実際に今の日本基準のプラクティスとして、どの程度無形資産を積極的に識別して、逆に比較的のれんに配分しておられる会社が多いのかというのは、いったん、現状認識が必要なのではないかと思います。続きまして減損会計基準について、日本基準と国際会計基準の差の部分について、主に 4 つの論点を挙げさせていただいております。1 つ目は、IFRS はのれんについては每期減損テストが必要で、1 ステップ・アプローチにより、CGU ごとに超過額と回収可能価額を直接比較して減損の可否を判定します。すなわち、每期という意味では頻度がより高く、かつ、回収可能価額を每期見積る実務負担が高いということでございます。2 つ目、その回収可能価額についてですけれども、のれんを含む資金生成単位の減損テストにおいて、回収可能価額を算定する上では、割引率、一般に WACC を使うケースが多いですけれども、WACC の設定において、これも企業側・会計監査人側に評価専門家の関与が必要でして、この観点で、コストの増加や監査時間、経営者の担当者の負担の増加などが起きています。割引率につきましては、なかなか会社側の見積りと我々の評価専門家及び監査法人側との見解が一致しないケースがままあり、実際に工数がかかっているケースが多いと感じています。3 つ目でございます。日本基準は償却していますので、減損の兆候がある場合に帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローを比較して減損が必要と判断される場合にのみ、回収可能価額の測定に進み、減損損失の金額を計算する 2 ステップ・ア

アプローチとなっています。のれんの減損の兆候がない場合や、割引前キャッシュ・フローのテストでパスすれば、回収可能価額の測定までいかなくてよいという観点で、日本基準の方が実務上の負担が少ない段階で、減損テストはコンプリートできるという点があると思います。のれんの非償却の今回の導入に伴い、この日本の減損会計基準を IFRS 同等の 1 ステップ・アプローチに改定することをもし想定すべきということであれば、のれんを含まない、その一つ手前の、例えば工場や店舗といった、資金生成単位の減損テストも 1 ステップ・アプローチに変更されてしまうのかという懸念があります。この場合、作成者側の実務、監査現場への影響は非常に大きいと思いますので、慎重な検討が必要と思いました。のれんの償却の見直しに伴い、減損会計基準が IFRS ベースに改訂されますと、M&A はあまり行っていない、より多くの企業の決算実務に幅広い影響を与えると思いますので、この点、慎重な議論をお願いしたいと思います。あと、最後の 4 つ目のところは、のれんは償却していきますので、のれんを含む資金生成単位の簿価というのが年度を通じてより段々下がっていきます。IFRS は減損しない限り同じ金額が維持されますので、回収可能価額と比較する簿価が日本基準の方がより時間の経過とともに減っていくということで、減損リスクが下がってきます。その結果として、のれんの減損に係る監査上のリスクが相対的に低下するという意味で監査時間にも影響するのかなと思いました。

それでは 3 ページにお進みください。2 つ目の質問でございますけれども、IFRS 会計基準を適用することによりのれんの非償却となることも可能になることをどのように考えるかというご質問ですが、このスライドに書かせていただいたとおり、任意適用することは可能であり、のれんの非償却することは可能ですけれども、PPA を通じて、無形資産をより識別して、無形資産の償却費を計上する必要がある点、また、のれんも最終的には每期減損テストを通じて減損損失を費用化することが必要である点に留意が必要であると思います。また、今後もコンバージェンスプロジェクトを継続していただくことで、上場会社が IFRS の任意適用を検討する際に、そのハードルが低くなる、下げる努力を継続していただくことがとても適切であると思います。

次に 3 番目の質問に進めさせてください。のれんの償却費の計上区分についてです。私は、のれんの償却費の計上区分については現状の販売費及び一般管理費に計上する方法を維持すべきと考えますので変更を支持いたしません。理由としては、のれんは買収時に支払った対価を被買収企業の資産や識別可能無形資産に配分後に未配分となった購入対価であり、買収後の子会社で計上される利益と対応させる費用であると、営業利益と対応させる費用であると思っています。また、減損損失で費用計上する場合には、日本基準では特別損益区分に計上することが企業会計原則で求められると思いますので、償却費は営業費用、減損損失は特別損失で表示すべきであると思います。営業外損失の区分に変更する何か正当な理由というのは私の中では見出せませんでした。ちなみに IFRS では減損を通じて損益計算書に費用計上されますが、日本基準と違い特別損益区分がありませんので、営業利益区分に計上されるケースが多いと思っています。

4 番目の質問については、支持しませんので該当なしと回答させていただきました。

私から最後でございまして、先ほどコンバージェンスのハードルを下げていく努力が重要だと申し上げましたが、昨今の収益基準やリース基準も日本に導入されて、10 年前の導入に比べると IFRS の任意適用のコスト、準備期間のハードルは下がっているように思います。日本基準ではのれんの

償却を継続する場合に、一部の企業が IFRS の任意適用を通じて、IFRS の財務報告数値に基づき、市場投資家と対話したいという上場企業の選択肢としてなり得るように、引き続きコンバージェンスの努力を改めてお願いしたいと思います。また、海外子会社管理を適切に行うことも重要ですし、連結決算プロセスの効率化・制度化の向上にもつなげるためにも、引き続き金融資産の減損や基本財務諸表といった領域でも、ぜひコンバージェンスを進めていければと思っております。私からは以上です。一緒に検討した加藤先生にお話ししたいと思います。

○加藤正英様

初めまして、PwC Japan 有限責任監査法人の加藤と申します。私も 30 年ほど前に会計士になりまして、日本基準の監査に加えまして、ほぼ 30 年間米国会計基準ですとか、IFRS 適用会社の監査も継続して担当しております。もともと、今はほとんど IFRS へ移行しております。本日このような場にお呼びいただきまして、意見させていただく場をいただきましたことをお礼申し上げたいと思っております。ありがとうございます。東川先生にかなりお話いただきましたので、私なりに思った点を少しお話できればと思っています。

1 ページの方に進んでいただけますでしょうか。まずこちらの点ですけれども、私も監査人という立場からしますと、償却モデルなのか非償却モデルなのかという点については、これは会社側、経営者の経営判断であると思っております。どちらも認められた会計の枠組みにありますので、どちらが良いか悪いかということ述べる立場ではないと思っております。会計に関わる個人としてはどうなのかという点ではございますが、このモデルどちらもメリット・デメリットがございまして、どちらのモデルがもう片方よりも確実に良いというように言えるものでもないと思っておりますので、どちらとも現状としてはなかなかはっきりと言いつらい問題なのだろうと思っております。ただ、現状の実際の状況といたしましては、非償却モデルを使いたい、使おうとする会社様におかれましては、IFRS に移行するという形になっております。今ご説明ありましたとおり非償却モデルで行いますと、年次の減損テスト等も踏まえまして、会社側・監査人側ともに、コストがかかる、工数がかかるというのも事実ではありますが、それも踏まえてどちらのモデルを取られるのかということになるのかなと思っております。

また、次のページ、もしも日本基準でのれんの非償却モデルを使う場合の論点につきましては個別には説明は重複いたしますので割愛いたしますが、これについては、時間等もかけて慎重に検討する必要があるのかなと思っております。また比較可能性についてどう考えるという点もございまして、もし同一の会計基準の中で償却モデルと非償却モデルが併存するというのはよろしくないと思います。現状といたしましては、会計基準が違うので、取られる対応策も違うということであれば、1 つ整理がつくと思っておりますが、例えば、日本基準の中で両方のモデルが入ると比較がこれ以上に難しくなってしまいますので、個人的にはこちらはあまりよろしくないと思っております。こちらが 1 番と 2 番の辺りの質問に対しての私なりの答えになります。あと、3 番ののれんの償却費の計上区分の変更についてというところですが、こちらもある意味、決まったルールに従うというのが監査人としての立場ではございますが、償却区分については、日本基準では今は定期的に償却するモデルという形になっておりますので、日本基準でも減損がありますが、減損でない通常の償却費は每期生じるということで経常的な性

質を持っているものでありますので、これを特別損失等にするのは今の日本の基準の考え方として違うと思います。一時的な減損損失であれば特別損失にするという考えはあるのかもしれませんが、今の償却モデルを使っている前提からすると営業項目に含めるというのが妥当な考えであると思っております。それを踏まえて、会社としてどのような情報発信をしたいかというところでオプションとして(4)の②と③について、のれん償却前の営業利益等を開示するとか、今後適用が予定されている IFRS の 18 号の MPM、いわゆる経営者が定義した業績指標というのを開示するというのは、これは通常開示すべきものを開示した上で、会社が別途開示するということがオプションとしてはあるのではないかと考えております。私からは以上になります。ありがとうございます。

○阿部博様

有限責任 あずさ監査法人の阿部と申します。本日はよろしくお願いします。私は入社以来、上場会社の監査もしているのですが、M&A や会社更生法・民事再生法、それから一貫してやっているのが、株式上場支援があります。最近では、インキュベーションという形で、大学発とか、国開発の本当にシーズからスタートアップを作るようなことまでやっております。そのような現場の立場として、今日自分なりに意見をまとめましたので、これからお話をさせていただきます。よろしくお願いします。それでは 1 ページのところで、ディスクレーマーという形で、私個人の意見や見解を表したものであって、特定の団体・組織の公式見解ではないことだけまず述べさせていただきます。

それでは 2 ページの方をご覧ください。この水色のところが今回お聞きされている点ですので、下の白いところから話していきたいと思っています。歴史的な経緯としまして、過去多くの国では、のれんは規則的償却の立場をとっていますけれども、現在非償却で每期減損テストを多くの国で採用しているということは理解しております。米国基準では 40 年以内の規則償却を従来要求されていましたが、2001 年からののれんの非償却で減損テストの実施が要求されています。それから、国際会計基準は、2004 年からののれんを非償却とし、每期減損テストの実施を要求しております。国際会計基準は割引前キャッシュ・フローを減損テストしない 1 ステップ・アプローチということをやっております。日本基準は、20 年以内の規則的償却で、減損の兆候がある場合には、減損テストの実施が要求されています。減損テストについては、割引前キャッシュ・フローを減損テストで考慮する 2 ステップ・アプローチと聞いております。最後に、ここが、私が上場会社も見ているのですが、特に人的・資本的な基盤がこれから成長過程にある、スタートアップということで考えたときに、非償却を導入する場合には、会計監査人として、資本市場の信頼性を確保して、質の高い監査を提供することをコミットする観点から、現状の日本基準の実務、いわゆる IFRS、非償却の立場を検討することに関しては、慎重に検討してから進めるべきではないかと考えております。

次の 3 ページをご覧ください。のれんの非償却を導入する会計基準についてということでございますが、のれんの償却と非償却の選択制、こちらに関して企業間の比較可能性を損なう可能性があるのではないかと考えております。また選択を継続して提供することを前提としていても、企業側にそのような恣意的な選択が残るということも、個人的には懸念をしております。

次の4ページをご覧ください。のれんの非償却を導入する会計基準についてということで、非償却にすることについて何が問題となるかということについて現場の視点から述べさせてもらっています。減損モデルはのれんの減損損失のタイミングが遅れてしまうことや、減損測定金額に不確実性が残るという構造的な欠陥もあります。理由としては、のれんの減損テストに要する、下記のような見積り要素が大きいことが影響していると思っております。それは、公正価値をDCF等で算定する際の事業計画、成長率、割引率などについては、比較的若い会社はなかなか正確に作ることは難しいと思っております。次に、企業側について、特に未公開企業を初めとした新興企業においては、大企業、大きな歴史ある会社と比べて、内部管理体制の整備が遅れているということも多いと感じております。適切な減損テストを実施することができないことが、それによって想定されてしまい、内部管理体制が遅れている要因としては、以下の要素があるのではないかと考えております。まずは管理人員が少なく経験も不足するという人的面の課題、これはスタートアップ・新興企業だけではなくて日本の課題でもあって、もう少しその辺の人と質をもっと増やしていく必要があるのではないかと広くは思っております。また、企業買収時やのれん減損テスト時における適切な外部の専門家が関与しないケースを多々見てきています。これはコスト面の課題もあると思っていますのですけれども、コストもかけて、そういうことを検証しないような、検証したがないような、ケースもあると感じております。あと、特にベンチャーなどは新規ビジネスが多く、その公正価値等の測定にあたって不確実性が高く、なかなか困難なことが多いと感じております。情報面の課題もあると私は感じております。それから、監査人側においても、内部管理体制が比較的脆弱な新興企業が減損テストを実施する場合、十分に質の高い監査を行うためには、十分な知識・経験、それから事業価値評価の専門家を監査の中で利用することが必要と考えております。この点において、過去において国際会計基準の監査などを通じて、減損テストにおける公正価値等に十分な知見を蓄積できていないような監査法人・会計監査人がこのようなことに直面した場合、減損テストにかかる監査を行うことには課題があるのではないかと想定されます。それから、現在の国際会計基準などと比較して、日本基準における減損にかかる注記情報が十分ではないと考えておりまして、国際会計基準と同等の注記情報を日本基準においても開示することが必要と考えております。これは仮にのれんの非償却の方に行ったときには、国際会計基準と同レベルの基準が必要であるということもしっかりと分かった上で、検討していく必要があると思っております。それから最後に、国際会計基準は割引前キャッシュ・フローを減損テストで考慮しない1ステップ・アプローチなど、日本基準より厳格な減損テストが行われています。その他、減損テストにおける将来キャッシュ・フローの見積期間などの複数の差異もあることから、そのようなことを広く情報集めて検討していく必要があると私は思っております。

それから5ページ目をご覧ください。のれんの非償却を導入する会計基準についてということについてどのようなことが考えられるかということ、自分なりにまとめてみました。産業界からは、日本においてM&Aが進まない大きな理由として、買収後ののれんの規則償却が負担になっていることが意見としてあるということも聞いております。また産業界から、国際会計基準の適用会社と比較すると、日本基準の適用会社は、買収後、営業利益や当期利益の影響が生じているため、国内企業によるM&Aが進んでいないのではないかと聞いております。特に、日本基準の適用会社は、純資産が過少となっている企

業の M&A の場合には、M&A を躊躇してしまって、買収時の価格提示についても消極的になっているという意見があることは聞いております。2 つ目の、国際会計基準を適用することによる非償却とすることを可能とするかどうかについては、国際会計基準の適用企業においては、既に日本でも、のれんの非償却と減損テストを監査する実務は定着しておりまして、会計監査人としては監査することは可能ではないかなと思っています。それから国際会計基準を導入するのに対しての導入コスト、検討期間、準備工数などが当然増えると思うのですけれども、特にスタートアップを含む中堅企業には負担になっており、導入が進んでいないとの指摘も産業界には存在すると聞いています。ただ、昨今スタートアップでも、のれんの話で海外の IFRS を使うというよりは、例えば、アメリカに行った方がその会社の企業価値が大きくなるのであれば、あえてコーポレート・インバージョンを行ってそちらに向かっていき、会計基準でそちらの国を選ぶのではなくて、あるべきところで勝負をかけるというふうなところも出てきましたので、あくまでもコストとか、そういうところの話では済まない、そういう会社ではない会社も出てきているということで、こちらでご紹介しておきます。それから最後、国際会計基準の導入期間を通じて、減損テストも含めた内部管理体制の強化が図れるということです。実際にやっていると、会社は時間と人をかけていけば強化されると思っています。それを考えますと、拙速な非償却と減損テストの導入というものは、先ほどから申している、日本の資本市場の信頼性を損なうことに繋がるのではないかと危惧しております。国際会計基準と同水準の厳格な減損テスト、注記情報の開示の修正を含めて、この辺をしっかりと議論した上で進めていく必要があると思っています。

それでは 6 ページ、最後のページですが、のれんの償却費の計上区分の変更について支持するかに関して、私は現場の会計士ですのであえてここに関してコメントする立場にないとは書いておりますけれども、次の (4) のところで少し自分なりの考えも入れております。のれんの償却費の計上区分の変更に関して、償却費を営業外又は特別損失に計上することは、国際的に日本の財務諸表の理解をより困難にすることに繋がる可能性があるのではないかと私は感じております。また、償却費を営業外や特別損失で計上する会計上の根拠も乏しいのではないかと考えています。後の (4) の②と③ですが、もしとした場合には、これはしっかりとした定義をした上で定義の説明も開示することをあわせて検討することが必要でないかと思っています。要は、変えるのでしたらもうそこまで検討した上で議論を進めていく必要があるのではないかと考えております。私の方の説明は以上です。齊藤さんの方から追加をお願いします。

○齊藤直人様

本日はありがとうございます。EY 新日本有限責任監査法人の齊藤と申します。よろしくお願いします。私は普段、大手監査法人の中でスタートアップや IPO の監査を中心に実務を担っております。本日はその目線から、個人的な見解にはなりますが、補足情報ということで述べさせていただきたいと思っております。スライドを 1 枚をご用意させていただいておりますので、こちらに沿ってまずお話をさせていただきます。

まず、今回スタートアップに関連して、M&A の推進というところでお話が出ていると認識をしておりますので、その観点からスタートアップの M&A の傾向ということで、3 点ほど書き出してございます。

こちらは何か統計データというのではなく、私見というところになりますので、その点ご了承いただければと思っています。

まず傾向として、買収対象企業がスタートアップや未成熟な会社が多くございまして、その関係もあり純資産がすごく少ないケースが多いです。場合によってはマイナスのケースもございまして。これに伴って買収金額の中に占めるのれん相当額、純資産の差額の部分は、非常に大きいケースが多いです。これは印象も含めてですけれども、かなりの割合がのれんになってしまうことになります。かつ、買収対象企業のビジネスの基盤も弱いケースもかなりのケースございまして、これから成長させていこうとか、てこ入れをして収益上げていこうというケースの投資、M&A も多いと認識しています。これを踏まえて投資回収期間を算定していくと、DCF 法で投資回収期間、普通は買収にあたって計算をしているケースが多いのですけれども、その場合、長い期間で投資回収しようとなってしまうケースが多いと認識しております。3 点目は、買収するサイドのお話ですけれども、資金、もちろん VC とかデットとかでも様々な資金調達方法が現在は拡充されてきていますけれども、さはさりながら M&A にかけられるコスト資金も非常に限られていますので、買収金額もそれほど大きくないケースもございまして。場合によっては、数千万の規模ですとか、2、3 億円のレンジというのも M&A の中でもあると認識しています。この買収金額で見ると、M&A の中でも小さい方のところで、スタートアップの M&A が存在しているという認識は持っております。

では、このようなことを踏まえて、現行日本基準の傾向を書き出しています。先ほどお三方からお話しされたところとも被るところがありますけれども、まず 1 点目、PPA における無形資産の認識につきましては、先ほどお話があったとおり、IFRS に比べると限定的なケースが多いのではないかと考えています。傾向という言い方がいいかと思います。基準上の取扱いはもちろん違うのですけれども、日本基準の場合、無形資産に識別しても、のれんになっても結果的には償却資産ということで、償却年数差はあるかもしれませんが、それほど大きく何かインパクトを与えないというところも背景にあるのではないかと認識を持っております。2 点目ですけれども、先ほど申し上げたとおり、ビジネス基盤が弱い等の理由もありまして、のれんの日本基準では償却期間をのれんの効果が及ぶ期間で見込むことになっておりますけれども、こちらをスタートアップ・IPO で長期で見込むことが非常に難しいというケースが、我々も実務で直面するケースが多くございまして。その観点もあるのかもしれませんが、のれんの償却年数も比較的短くなる傾向が多いのではないかと感じているところでございます。新規ビジネスですとか、ここに書いてあるビジネス基盤が弱いというところがありますし、環境変化も多くございまして、長い期間のれんの効果があると会社が主張されると、逆に監査人の立場から、そのままなかなか受け入れることが難しいというケースも実際に存在しているかと思っております。このようなこともあり、3 点目にありますとおり、現行日本基準のスタートアップ・IPO の監査の中では、のれんの償却年数の決定が監査上の主要の論点の 1 つとなることが多くございまして、この検討に時間を要するケースが多くございまして。これに伴って、コストですとか、時間コスト、監査報酬も含めてですけれども、会社の対応コストも含めて時間を要するケースは非常に多いと思っております。

一方で、のれんが非償却になったケースを想定して申し上げますと、お三方から出ているお話と被るところが多くございまして、まず PPA の論点について専門家の関与を含めて、コスト増、時間的な対応、

検討時間も増えるであろうということが想定されるということです。2 点目は、のれんの減損テストについても每期テストを求められますので、専門家の関与が会社側・監査側含めて両方必要になってきますので、コスト増が想定されるということでございます。あと、その中の 1 つの論点になりますけれども、例えばスタートアップ・IPO の観点でいきますと、割引率の設定は非常に難しい部分でございます。これはビジネスモデル自体が新規のモデルであることが多いですし、そのビジネスリスク自体も伝統的な会社に比べると多いのではないかと考えています。そのようなリスクをどのように割引率に織り込むのが、事例も少ないこともありますので、専門家とやりとりしても非常に困難性が伴う部分として認識をしている次第でございます。ですので、のれんの非償却を入れた場合に、割引率などは、スタートアップ・IPO の中では特徴的な部分で、論点となることは想定しております。そのような困難性がもちろんあるというのは、重々認識をしておりますけれども、ただ、今申し上げたこのような点は、国際的に見ても、IFRS や US GAAP を採用している企業、海外において適用している会社でも普通に実施しているところではございます。このため、現状日本基準を採用している会社だからこのようなことができないということは、私は多分ないのではないかと考えております。ですので、会社側、監査人側もそうですけれども、一定の困難性は認識した上で、対応できる方向で努力すべきではないかと考えております。実際私もそうですし、他の監査法人に所属しているメンバーもそうですけれども、IFRS 採用企業においては、このような点もしっかり、監査の現場で対応してやっているという実績はあると考えております。

あと、最後のところ、のれんの償却の選択制に関わる議論のところの部分の補足説明のような形になっておりますが、選択制につきましては、私も企業間比較というところの観点から見ても、選択制というのは取るべきではないと私自身も思っているところでございますけれども、一方で、のれんの減損テストなどの実務上の負担は、非償却の方があるということは、国際的に言われているところで、IFRS や US GAAP でもこのようなルールがある認識でございます。例えば、未上場の会社ですとか、一定の規模以下の会社については、償却するケースと非償却のケースの両方認めるような部分の緩和措置のような一定の配慮は必要であると考えております。ですので、海外の事例等も踏まえて是非ご検討いただければと思っているところでございます。いったん、私の方からは以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○川西委員長

ご説明、大変ありがとうございます。ここから、委員の皆様からご質問ご意見をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。米山先生お願いします。

○米山委員

ご経験に根差した大変貴重な情報をご提供くださりありがとうございます。まずは、御礼申し上げます。その上で、1 点、質問をさせていただきます。皆様共通のご発言内容として、のれんの償却・非償却を変えるのはそれだけで終わる話ではなくて、例えば、買収対価の配分、PPA の問題、さらには償

却を前提とした日本基準になっていますから、非償却に合う形で変えていかなければいけないというような玉突き式の影響が、様々なところに現れるというご指摘は、傾聴に値すると思った次第です。

その上で、質問は、特に後半のお二人、阿部様と齊藤様のご発言に関連しています。私の理解では、お二人は、スタートアップを中心とする、どちらかというとサイズが小さくて未公開の企業が置かれている特殊事情にも時間をかけてお話くださりました。その前提でお尋ねしますが、現在の会計基準はどちらかというと大企業向けになっていて、現状の会計基準のままでは、非償却にするかどうかにかかわらず、スタートアップの現状をうまく捉えきれていないような部分があるという認識をお持ちかどうか、もしお持ちであるとする、具体的にこういったところにスタートアップの特性をうまく捉え切れない問題があるとお考えなのかをお聞かせいただければ幸いです。お願いいたします。

○阿部博様

米山先生、ありがとうございます。スタートアップの特性ということで、現行の会計基準でどのような支障があるのかというご質問であると理解しました。長らくスタートアップの業界で監査に関わっている中で、個人的には何か大きな支障があるということ、大企業向けであるという話は全くないと思っております。会社側も、今の基準の範囲内で物事を捉えてやっていかれるということで、理解していただくことが結構多いと思いますので、支障はないと思っています。ただ、今回の議論でいいますと、大きくなるためにはM&Aが必要であるということやのれんが負担になるという話は聞いたことはあるのですけれども、財政基盤や人的基盤が少ない会社ほど少し間違えると赤黒が異なる、少し判断が遅れると赤黒が異なるということも多々あるかと思しますので、今の日本基準と国際会計基準を併用する中で、先ほど話しましたように、もともと海外に展開する志向のビジネスであれば、それを選ばれるという今の環境に関しては、私は特に異論はなく、非常に馴染んでいると思っています。齊藤さんお願いします。

○齊藤直人様

ありがとうございます。私も会計基準が何か大企業向けだからとか、スタートアップに不利というような認識は全く持っておりません。ただし、スタートアップ・IPOが難しい点としては、例えば、最近では、ディープテック系の企業というのが出てきていまして、そのような企業は事業化するまでにすごく時間がかかったり、黒字化する、商業化するまで時間がかかるといったところで、事業計画の信憑性の判断が非常に困難性を伴うところがありますので、会計の範疇では、会計上の見積りの部分に非常に影響を及ぼします。実務的には会社側と監査人側でどのように折り合っていくのかというところが、本当に困難性があると感じています。

もう1つは、新しいビジネスモデルがどんどん出てきますので、日本基準に限った話ではないのですけれども、会計基準はどうしても今まであるビジネスを想定して、基準が作られていますので、新しいビジネスモデルが出てきたときにどのように当てはめていくのかという検討には困難性が伴いますけれども、特に日本基準であるから何か支障が出てくるということはないという認識は持っております。

○米山委員

ありがとうございました。例えば、齊藤様からいただいた資料の中で、割引率の見積りが特に困難であるように受けとめられる箇所があり、また、同じ資料の最後の部分に、のれんの非償却の選択制に関して、未上場企業については、ある種の例外を設ける配慮が必要であるとも受け取れるような記述がありました。そこを私なりに解釈してご質問差し上げた次第でございますけれども、お話を伺ってご発言の趣旨が大変よく分かるようになりました。ありがとうございました。

○川西委員長

ありがとうございます。他にご質問ございますか。穴田さん、お願いします。

○穴田委員

日本生命の穴田でございます。ご説明ありがとうございます。会計基準に対する賛否となりますと、会計士の先生方のお立場ですとなかなかコメントしづらいところもあるとは思っております。そのような中でも、非常にクリアに実務に詳しいお立場からのご意見の方を頂戴できました。大変勉強になりました。ありがとうございます。

私の方から質問したいのが、のれんの非償却の選択制のところについてです。齊藤先生は、ある種、ターゲットを絞るような形であれば、採り得るのではないかというお考えで、他のお三方も少しネガティブに捉えられていると受けとめましたけれども、これまで公聴会の皆様方のご意見をお伺いしていても、正直申し上げてのれんの非償却の選択制そのものを強く支持するご意見はあまりなかったのではないかと考えております。のれんの非償却の選択制があり得るという方々のご意見も、今日の齊藤先生のようにある種、範囲を絞るとか、あるいは、現在既にのれんの償却をしている企業に対する経過措置や実務的な配慮という視点で挙げておられる意見が多かったと思っています。

少しネガティブに捉えられた3人の先生方におかれまして、ある種範囲を絞った方が良いというご意見であるのか、あるいは、経過措置的な意味合いで償却を入れるのであってもそれは慎重に検討すべきであるというご意見であるのかというところをご確認させていただければと思います。よろしくお願いします。

○東川裕樹様

ありがとうございます。今ご質問いただいたとおり、範囲を絞った形でというところについてですが、私が今回のご説明のところでも申し上げたとおり、日本基準という枠組みで、会社フリーチョイスを与えることはよろしくないと思っていますし、公聴会の中でもM&Aの案件ごとに選択するという議論であったり、今年度は償却するけれども来年度は非償却に変更するとかは、あり得ないというご発言を聞いた記憶もありました。これらは、あり得ないと思っています。かつ、日本基準の枠組みの中で、企業の選択で一度決めたら二度と変えられないというルールとするとしても、日本基準の対外的な評価を考えると、日本の公認会計士としては、現状のままの方がよく、選択適用を認めるべきではないというのが私の個人的な意見でございます。

○加藤正英様

私は、選択制に関する想定されるような形のご質問に関しては、小規模会社の特例措置のような形であれば、米国基準や IFRS でもありますので、そういった形であれば検討する余地はあるのではないかと考えております。そうではなくて一般的に選択制とするのは、同業他社や、同規模感の会社を比べることができなくなる、難しくなるということがありますので、私もあまりよろしくないかなと考えています。

○阿部博様

現場では、例えば、会計基準を変えるときに、例えば、新しく監査するとき、税法基準をとっている中で本当は償却しなければならないものが資産に上がっているケースでは、一時に損が出てしまうと、のれんの償却・非償却の選択制を、例えば、その会社が大きくなったときに、それを使うことによって資産性のないものも計上されるとするならば、影響が結構大きくなって結果的に前に進むことの足かせになるのではないかとということも1つ考えられます。さらに、M&Aを行ったときに、買収の際に例えばのれんの資産性が本当に大丈夫であるかについて、買う側の目が入ることになります。その時に選択制をしていると、選択制だからこちらを使うとなると、そこで議論が止まってしまうというのもどうかと思っています。そのため、私は、選択制は、あまり取らないのではないかなと思っています。

○穴田委員

大変よくわかりました。ありがとうございました。

○川西委員長

ありがとうございます。他はいかがでしょう。熊谷さん、お願いします。

○熊谷委員

貴重なお話どうもありがとうございました。スタートアップの方々とお話をしていると、今日のご説明にもありましたけれども、現在の枠組みの中で日本基準と IFRS の任意適用もできるという中で、IFRS を任意適用すれば、非償却も採り得るわけですが、一番困難な点として、監査コストとか移行コストが例として挙げられることが多いです。

今日の話を聞いておりましたが、仮に日本基準のままだでも非償却を認める場合、今日の議論の中では日本基準における減損テストについて、皆様 IFRS 並みの減損テストを入れるという理解でよいのかということと、その場合、被監査会社、企業の方の、特にスタートアップの場合、内部管理体制に不安があるというお考えとして聞いていたのですけれども、仮に日本基準のままで、IFRS 並みの減損基準を入れるとした場合、特にスタートアップ企業において、現在のリソースをどのくらい増やすとよいかというようなイメージをもしお持ちであれば教えていただきたいということと、仮にそうなる場合、現状に比べますと、日本基準プラス減損テストであっても、監査工数は増えると思うのですけれども、それに加えて内部管理の充実におけるパーマナントなコスト上昇などがあって、そこまで行った場合に、IFRS

を採用するのと日本基準プラスその減損テストで、コストは相当変わることになることについて、監査人の立場から皆様のお考えを聞かせていただけるとありがたいです。

○東川裕樹様

ありがとうございます。IFRS と日本基準の中で、のれんだけが監査手続の違いではないということがまず前提になります。減損テストにおいて每期回収可能価額を測定しなければならないことは、非常に時間もコストもかかることは事実ではないかと思います。特に、このような経営環境で不確実性が高まっている中で、いわゆる事業計画の見積りだけでも不確実性がある、色々ベストシナリオやワーストシナリオなど複数シナリオの中でのキャッシュ・フローの見積りも必要になる時代で、かつ、割引率についても、特にスタートアップでは、比較対象企業を探すことも非常に難しいという推測ができるのですけれども、それをかけ合わせて、回収可能価額を出すときに、そのいわゆる不確実性をどちらに織り込むのかとか、色々難しい。ただし、日本基準も最終的に減損をとらなければならないときは回収可能価額を見に行くので、日本基準も最後減損をとるとき同じ問題はあるので、できないわけではないと思いますけれども、減損の兆候がないところであったり、割引前キャッシュ・フローでセーフというところで、減損テストが終了できるって意味で每期やらなくていいというところでの差はあると思います。

ただし、そのコストにそれほど議論がフォーカスしすぎるのもどうかとは個人的に思うところでありまして、毎回投資の成功を、いわゆる M&A が成功しているかどうかを管理すべき論点でもあると思うので、会計上の每期回収可能価額まで、いわゆる決算織り込むまでの精緻な、数字の測定まで不要としても、一定の投資の成果は見えていच्छゃるとは思うので、すべてが議論の監査コストというようにフォーカスが当たり過ぎるよりも、色々なよいところもあると思いますので、それによる経営の、M&A の巧拙をしっかりとモニタリングできているなどのポジティブな面もあるので、費用だけではなくてベネフィットも考えて、ご評価いただきたいなと私としては思います。

○齊藤直人様

3 点ご質問いただいたかなと思うのですが、まず 1 点目が、日本基準でのれんの非償却を導入した場合に IFRS 並みののれんの減損テストを行うべきかという話であると思いますが、基本的にはやはり PPA と減損テストは、のれんを非償却にするのであれば、IFRS 並みのものを入れたほうがよいというのが、私の個人的な意見であります。先ほど申し上げたように、現行の PPA は、日本基準は償却を想定して、ある程度やっているところがございますので、そのまま非償却としてしまうと、本当に償却すべきものが中に混ざっているのではないかという懸念を持っています。ですので、しっかり PPA を行うのがまず第 1 ステップで、それプラス減損テストでしっかり每期価値算定をするというのが、必須といえますか、あるべきではないかと思っております。

2 点目、スタートアップの内部管理体制の話については、どのくらい増やせばよいかはなかなか一概に言えないところではあるのですが、まず前提として、現状でも、日本基準で行っている中でも十分かと言われると、やはり十分ではない会社は多くございます。ぎりぎりの人数ですとか、あと、スキルの的にもぎりぎりでやっている会社も多くございますので、それを踏まえていくと一定の人数もそう

ですし、一番はスキルを持った人材の確保、これは本当にスタートアップ各社だけでは難しいところがありますので、我々会計士業界も含めて手当てしていかなければならない部分と認識していますので、一定程度の内部管理体制のスタートアップ側の拡充も必要になると思います。また、監査人側もそれに合わせて人材スキルを高めていかなければならないという認識を持っております。

3 点目は IFRS のコストの話をしていただと思うのですが、IFRS を全面導入すると、日本基準でのれんの部分だけ非償却を入れるといった場合と比較しても、IFRS の全面導入の方がコストがかかるというのは、実務的な観点から感覚から言ってもあると思います。それは、開示ボリュームですとか、他の論点、IPO・スタートアップの会社も、のれん以外もありますので、そこについての検討ですとか、それ以外の開示ボリュームがかなり違いますので、それを考えると IFRS の全面導入というのは、日本基準で非償却を導入するよりもコストはかかるという認識でおります。

○阿部博様

回答が被るところが多いと思うのですが、仮に日本基準で、のれんの非償却を導入する場合、国際会計基準並みの減損テストと同じくらいのことを考えた上で、導入すべきではないかと私は思っています。そこでダブルスタンダードみたいになるということは、本当にこの会計の意義に対して少しぐらつくところも出てくると思いますので、私は同じレベル感のものを考えるべきであると思っています。

今齊藤さんが仰ったように、スタートアップに対して本当に我々も口酸っぱく人を揃えてくださいとか、いろいろこうやってくださいとは言うのですが、資金的なものもございまして、入る側も生活があるので大丈夫なのかなと思ってなかなか選ばれないケースもあろうかと思うのですが、その内部管理というところで広く言うと、そういうところでも足りないくらいの状況が今の日本ではあるかなと、一部の会社にはあるのではないかなと思っています。その中でのれんの評価に関しては、我々も、監査時間もかかるし、専門的な見解も必要であると思いますので、そういうことは会社側でも揃えてもらわなければ困ると思っていますので、単なる人数ではなくて、それ相応の知識のある方を見つけることが必要だと思いますし、そうすると、採用のレベルが上がってしまうところがありますので、すぐに非償却とするとと言っても、現状ではなかなか難しいところもあると考えています。

最後の国際会計基準対日本基準プラス非償却というところでも全く同じです。国際会計基準の方が、全体としてボリュームなところがありますので、単体で比較はできないと思っているのですが、やはり国際会計基準を導入する方が全体的には、その覚悟というようなものが必要になってくるのではないかと思います。

○加藤正英様

私も繰り返しになりますが、ある意味、こののれんの償却・非償却のところが日本基準と IFRS とで今、大きく残っている差異の一つであると思っていますので、もし、日本基準に非償却まで入れるのであれば、ある意味コンバージェンスも含めて同じレベルまで入れた方がよいのではないかと考えています。

あと、その工数がどれくらい増えるのかについては、今、お三方からお話いただいたように每期毎期、公正価値を算定しますので、そこが増えてしまうことは仕方がないところはあると思います。監査している立場から見ると、業績の良い会社は、我々も会社も余裕を持って対応できるということもありますので、そこも、業績の厳しい会社にはここも厳しくならなければならない、厳しい会社ほど非常にコストセンシティブになるという形があると思いますので、この辺りが、現実的に苦しんでいる方はさらに苦しくなってしまうケースもあるのかなと思っておりませんが、原則的にはコンバージェンスも含めて同じレベルまで入れる形で考えた方がよいと思っております。

○熊谷委員

追加のご質問になりますけれども、今の皆様のお話を伺っていると、のれんの非償却と償却の選択制は難しい中で、仮にどちらかに一本にするという場合で、非償却にせざるを得なかった場合には、スタートアップのみでなくて全面的に非償却に移行するというような方が受入可能なのでしょうか。今まで、我々はスタートアップに限ってのれんの非償却を認めるというようなスタンスで質疑をしていると思うのですが、それに対して選択制ではない方がよいということもあり得ると思います。

逆に、すべての企業に対してのれんを非償却にしてしまう場合、日本基準の性格をがらりと変えてしまうことになるのですが、選択制を認めるくらいであれば、コンバージェンスということも含めて、企業規模にかかわらず、あるいは、スタートアップであるか否かにかかわらず、IFRS 並みの非償却を入れる方が、監査人の立場からはよいというお考えという理解でよろしいでしょうか。

○齊藤直人様

はい、仰るとおりでして、スタートアップだけ何か特殊な基準とすることはあまり合わないと認識もしていますし、比較可能性を担保するのであれば、ベースとなる原則となる基準が1個存在するという方がよいと思っておりますので、大企業・スタートアップに限らず同じルールを適用したほうがよいと思っています。

○東川裕樹様

ありがとうございます。想像した時に、のれんの償却を継続する会社には今のワンセットの日本基準というのが、1つのブックレットとして日本基準があると思うのですが、のれんの非償却を認めた場合には、非償却を前提とした減損会計基準の基準を作って、その場合はこちらのワンセットの日本基準を適用するというように、2冊の日本会計基準ができるような感じになるので、そのことが、私が今回選択適用を認めるべきでないと2番目にコメントした趣旨です。1つの減損会計基準に分岐があって、非償却の場合には何章に進んでください、償却の場合には何章に進んでくださいとなり、こちらは1ステップ・アプローチで、こちらは2ステップ・アプローチで、というようになった場合には、日本の減損会計基準はどのようなコンセプトになっているのかということが、日本基準のブランドとして何か問われてしまうのではないかとというのが私の懸念です。また、利用者としても理解できなくなってしまうのではないかとこのも感じたところでございます。

○熊谷委員

どうもありがとうございます。

○川西委員長

ありがとうございます。丹さん、お願いします。

○丹委員

どうもご説明ありがとうございました。今までスタートアップの方から減損ではなく償却の問題点ということでお聞きしていましたのが、定期的な償却をするとスタートアップとかの実態を表さないケースがあるのではないかとということでした。今のお話を聞いておりまして、齊藤様の資料などを拝見しましても、投資回収期間は長くても、不確実性やリスクも踏まえると償却期間は短くなってしまうケースがあるというところで、それが経済的な実態を表していないことに繋がると感じました。監査の過程では、リスクや不確実性もしっかり見なければならないというところはよく分かるのですが、例えば、償却期間ではなくその後の減損テストの中で見ることは、今の日本基準では難しいから償却期間に反映せざるを得なくなるという実態があるのかということをお聞かせいただけたらと思います。

○齊藤直人様

のれんを償却することによって実態を表していないということはないと私は思っています。そういう趣旨で書いたものではない点はご了承いただければと思います。スタートアップとか IPO のビジネス環境が激しいケースでは、例えば、当初の償却期間を設定して、環境が変わるケースがかなりあるのではないかと私は思っています。環境が変わったときに償却年数を変えることはないで、基本的に規則的に償却していくことしかなく、途中で減損があればするというパターンになると思っています。当初決めたものがそのままずっと続くというケースは逆に言うと環境変化が激しいスタートアップとか IPO の世界では逆に少ないという印象を持っていますけれども、ただ、それをもって何か実態を表していないというところまでの認識を私は持っておりませんので、その点補足させていただきます。

○阿部博様

私も齊藤さんと同じ意見で、スタートアップであるから償却をすることに関して実態が合っていないという認識は全くないです。例えば、5 年なら 5 年という形で、その会社の償却期間を考えたときに、会社が本当に強く述べているうちは、それはそれで一定の合理性もあるだろうし、仮に何か環境が激変したときには、減損テストをしてどうするかということを考えていく形のやり方が現状に合っているのではないかと私は感じています。

○丹委員

よく分かりました。ありがとうございました。

○川西委員長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。佐藤さん、お願いします。

○佐藤委員

ご説明ありがとうございました。1 つ前の質問に絡むのですが、結局、のれんの非償却を全面導入した場合に、監査人の質とか数とかというのは足りるのかどうかということと、会社側で内部管理の運営や外部の専門家の起用などが必要であると思いますけれども、その辺の人数も足りるのかどうかをもう一度教えていただけますでしょうか。

○阿部博様

ご質問ありがとうございます。まず監査人の質とか数が足りるのかどうかは、日本の場合は現在償却されていますので、その環境がないということがあるため、現状をよく見たときに圧倒的にまだ足りないのではないかと考えています。ただ、仮にのれんの非償却が制度化されていくと、質も鍛えられて増えていくとは思いますが、現状の中ではもちろんできる方は当然いらっしゃいますけれども、もし非償却がかなり増えた場合にすべて対応できる人数であるかというのは、これからもっと日本も増やしていかなければならないと思います。まして、企業側で言いますと会計基準をこれから理解する方もいらっしゃいますし、経験するという方もいらっしゃいますので、そういう意味でいうと少し遅れて増えていくのではないかと考えていますので、現状でいうと、日本の場合は、そのような人達が増えていかなければいけないような状況にあると私は感じています。

○齊藤直人様

補足しますと、阿部さんとほぼ同じですが、現状は、もちろん課題があるという認識ではあります。ただそれを当然ながら増やしていく、拡充するという努力はやっていかなければならないと思っていますので、努力をする以外ないのではないかと考えています。

○東川裕樹様

ご質問ありがとうございます。監査人の質・量についても、日本基準と国際会計基準をコンバージェンスすることで、我々もう国際会計基準を前提とした監査でプラクティスとしては、実務が監査法人の中にあります。逆に仮に IFRS ベースの減損会計基準に移行すれば、1 つのスタンダードで監査を遂行するという意味で言うと、我々日本の公認会計士は、国際会計基準も扱えて日本基準も扱えて、アメリカの会社に行ったらアメリカの基準も理解しないと監査ができないという状況になっていることを考えると、日本の公認会計士が 1 つのコンバージェンスされた基準で監査していくということが実現できれば、品質を上げていくことはできるのかなと思います。量としても、もちろん会計士の方の監査法人からの流出のようなことはありますけれども、現状しっかりとやっています。課題という意味では、割引率の検証がすべての会社で行われるとなると、割引率に関する専門家については、監査法人としてはボリュームを増やさないとならないと認識しています。

○加藤正英様

例えば、私が新しい会社を担当して、IFRS に移行したいと言われたときに、当然我々監査人側は頑張りますとしか言えないのですけれども、会社のご準備は大丈夫ですかということもありますので、会社の方も、おそらく、どちらにとってもハードルというか、超えるべきバーは出てくると思います。しかし、やはり会社の方がそのようなバーは高いのだろうなと思いますし、今、東川さんが仰ったように、専門家については、我々も割引率については、監査チーム内だけでなく同じファーム内の専門家を利用して対応することになりますので、別途対応が必要なのかなと思っております。

○川西委員長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。安宅さん、お願いします。

○安宅委員

ありがとうございます。総じて、本当に熟練した実務のご視点でクリアすべき課題を具体的に教えてくださり、また、必ずしものれんの償却・非償却のどちらがよいというスタンスは取られず経営者の判断であるという基本的な考え方を共有くださったと感じております。それと同時に、少し興味深いと思ったのが、東川様が主に書かれた資料の 3 ページの 2 点目で、「また今後もコンバージェンスプロジェクトを継続することで、上場会社の IFRS 任意適用のハードルを下げていく努力を継続することが適切」というストーリーの中で、段階的に日本基準が IFRS に近づいていくこと自体が適切であるとお考えなので、おそらくこの段階的にというのはのれんも含めてであると理解をしているのですが、大きな考え方として日本基準が段階的に IFRS に近づいていくことが望ましいとお考えの理由は何でしょうか。

○東川裕樹様

まず、このコメントについてはのれんの償却についてコンバージェンスすることを意図して書いたわけではなく、のれんの償却・非償却以外のこれから強制適用されるリース基準であるとか、今後の基本財務諸表の改正、あと、金融資産の減損など、認識・測定のところの差がないようにしていくというところですか。どうしてものれんの非償却で財務報告したいという企業には、IFRS 任意適用するということを選んで非償却とすることが選択肢としてありますが、その時に、任意適用のコストや時間というところから、今、本当の選択肢としてなりえていないと思っていらっしゃる方もいると思うので、コンバージェンスによりコストがあまりかからないようにすることで適用可能なようにできるように、継続して会計基準の差異が縮まっていくことが良いと思っております。ただ、のれんの償却は、私は、日本基準はのれんの償却モデルで、IFRS が非償却で、現行は IFRS が任意適用となっている日本の上場証券市場の枠組みが、今現在 10 年間定着していますので、その継続の中でどのように解決していくことがよいのかを継続検討していくことがよいのではないかと考えています。

あと、私の方で、今日明確には申し上げていませんけれども、今の日本の減損会計基準は米国会計基準に近いものをベースにしている一方で、日本はここ 10 年ずっとどちらかというと米国会計基準よりも IFRS を追いかけて会計基準の開発をしてきているという中で、今回この減損の会計基準を IAS 36 に

シフトするのか、米国会計基準がベースモデルなのでそこをチューンナップしていく選択肢もあるのではないかということも含めて議論され、また、IAS 36 自体も IOSCO からご指摘いただいて見直す必要があるとなっているものを、本当にベンチマークとして目指していくことがよいのかという辺りが、色々頭の中で思いめぐらせております。最初に申し上げたとおり、のれんの償却を非償却にしていくべきという趣旨で、「コンバージェンスプロジェクトを継続することで」というコメントを書いたわけではないということは訂正させていただければと思います。

○安宅委員

ありがとうございます。特に、のれんの償却・非償却にフォーカスをされてこのご記載をされているという理解はしておらず、総じて、段階的に今まさにその他の項目も含めてコンバージェンスをしていくと理解しています。ただ、のれんも例外でなくと思ったのですが、のれんはコンバージェンスに入っていないのでしょうか。

○東川裕樹様

無形資産の識別をしっかりと IFRS ベースでやりましょうと申し上げていますが、結構実はすごく難しいと感じています。2008 年にはそれは難しいという議論があったと認識しています。我々も、会社からこの無形資産を認識します、いくら認識しますと言われない中で、我々からこういう無形資産がありますよね、いくらくらいありますよねとは、なかなか監査人の立場で申し上げれないという監査の困難性もある中で、IFRS では専門家使ってバシバシやっていますけれども、なかなか難しい世界なので、今の日本の基準は、かなり議論された中で運用が上手くいくことも含めて考え抜かれた基準ではないかなということも感じる次第です。

○安宅委員

ありがとうございました。必ずしも前向きにという意味ではないということですね。承知いたしました。

○川西委員長

ありがとうございます。小出先生。

○小出委員

ご説明大変ありがとうございます。今の安宅さんのご発言と似ているかもしれませんが、実務に根差した大変重要な問題意識をご共有いただきまして、ありがとうございます。これまで色々な方からのお話を伺ってきて、特にのれんの非償却を支持されるというお立場の方からは、端的に言うと、のれんの非償却を導入する以上はしっかりと減損をやっていくつもりですというご発言があり、一方で、IFRS に移行するのは極めてコストが高いのでなかなか難しいので、日本基準でのれんの非償却を認めていただきたいというようなご発言があったかと思っています。その考えの前提にあるのは、おそらく、

今の日本基準における減損を前提にしている、そのコストについては十分に対応可能であるけれども、IFRS に移行するだけのコストは、なかなかカバーできないという趣旨のご発言であったと思っています。

しかし、今日の先生方のご理解によると、のれんを非償却にするのであれば、他の基準を含めて、IFRS 相当の厳格な減損が要求されていく、あるいは、例えば PPA についても IFRS に準拠してやらなければならないと考えると、そのコストの差は、のれんの非償却を支持される方が仰っているほど大きなものではなく、端的に言うと IFRS に移行することとそれほど変わらないようなコストがかかるという理解でよろしいでしょうか。

○東川裕樹様

ご質問ありがとうございます。概ね私も同意見です。我々の中でも、IFRS の開示のボリュームの差とか、そういったところを除けば、今日議論したメインのテーマのところについては差がなくなってくると私も理解しています。

○齊藤直人様

少し私の方から付け加えるとすると、どこまでの差があるのかというのは本当に私自身もわからないところがありますけれども、差はあるだろうなと思います。IFRS の全面適用の場合と、のれんの非償却プラス IFRS 並みの減損と PPA を適用した場合、差はあるというところですけども、それが重要なものなのかどうかは、現状の知見では判断が難しいと思っています。

○川西委員長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。吉岡さん、お願いします。

○吉岡委員

本日は詳細な説明ありがとうございました。私からは、もう少し詳細にということで、スタートアップのところを少し伺わせてください。阿部様の方でいただいた資料の中の 4 ページ目の冒頭の方で減損モデルについても記載されていて、構造的な欠陥という話をされているかと思います。スライドでは、構造的な欠陥があって、見積り要素が大きいという記載があり、その下に DCF 法で算定する場合の事業計画や、成長率、割引率などが難しいという話とっております。一般的には、見積りですので、他にも不確実性があるものとして、繰延税金資産や投資の減損など、現在は他にもたくさんある中で、構造的な欠陥という点についてもう少し具体的なこと、先ほど割引率は少し難しい、規制があって難しいという話もありましたけれども、特にスタートアップ特有の観点で他に何か特異なところがあれば教えてください。

○阿部博様

ありがとうございます。あえてこのところを出したのは、先ほどスライドの2つ目の矢印の3つ目に書いてあるように、最近、ディープテックなどの会社を担当する中で、本当に新しい市場を作っていくような会社がありまして、そのような会社に関して事業計画といっても、同業もないですし、海外の会社を見てもそれほどないとなると、事業計画の妥当性を監査するのはかなり難しいですし、会社は、例えば、新しい薬がこうなると事業計画がこのようになっていくと説明されるのですが、成長性に関しても納得感のあるものがなかったり、割引率もその時点で見積ることに関してかなり困難であるし、私どもも困難ですが、会社の方も本当にどのような根拠を持って作っているのかというところが、私ども何回も何回も聞いてやっと形が作られてくるところがありますので、特に見積要素に関して監査していく中で非常に困難であるなと思ったことがありました。それを前提にすると、結構厳しいのではないかと今思っています。

○吉岡委員

ありがとうございます。類似企業や外部のデータなどのところが、通常の会社や一般の会社よりもスタートアップの方が少し難しくなるところがあるということですね。

○阿部博様

事例がないという形ですかね。

○吉岡委員

ありがとうございます。あともう1点、齊藤様の方の資料の中の償却期間のところを確認させてください。2番目のところで、投資回収期間も長くなるケースもあって、一方で、4、5番目の箇条書きのところで、のれんの効果が及ぶ期間を長期で見込むことが難しく、償却年数が短くなると記載されています。償却期間は、場合によっては、投資回収期間を使うという実務も許容されているところはあると思いますけれども、投資回収期間が長いとしても、その年数は使いづらくて償却期間は短くなるという意味なのか、2つの関係を教えていただければと存じます。

○齊藤直人様

仰るとおりでして、投資回収期間を例えば10年と見込んでいて、新しいビジネスモデルであったり、不確実性が高いビジネスモデルで、さすがに10年の事業計画であったり、投資回収期間をそのまま償却期間に反映させることは少し難しいという趣旨の発言でございます。

○吉岡委員

こちら、比較的スタートアップに多いような議論になりますでしょうか。

○齊藤直人様

そうです。現場でやっている中では、やはり新興企業や新しいビジネスを扱っている企業に多いと思います。

○吉岡委員

ありがとうございます。

○川西委員長

ありがとうございます。松下さん、お願いします。

○松下委員

本日はご説明ありがとうございます。私からはもう既にご説明いただいている部分なのですが、本件に関してはのれんの非償却の部分に目が行きがちですが、減損のテストやPPAなどの付随した重要な問題もあるということは理解をしています。ただ、第一義的には買収側の会社がそのようなことを考えると思っているのですけれども、当然被買収側の会社も、このようなことが行われるということを理解しない限りは、なかなか進んでいかないと思っています。その中で、今、環境も、IFRSを使っている会社が増えてきたり、海外マネーが入ってきたりとか、PEファンドと提携されたりというような、会社もあまり他人事でないようなところで、のれんの話がうごめいているとも理解しています。

その中で、経営者の方々の理解がまだあまり進んでいないような、のれんの非償却から減損テストやPPAまではしっかりとまだ検討できていないのではないかなというような話もあったと思うのですけれども、実際、多数の会社を監査という観点でお付き合いされている中で、その部分は、まだまだ未成熟というような感覚は皆様お持ちでしょうか。

○阿部博様

ご質問ありがとうございます。初めて仕事をしているのではなく前職があってスタートアップの経営者になるケースが多いと思うのですけれども、実際にヒアリングする中での経営者は、その事業の分野にお詳しい方になっているケースが多くて、財務会計やのれんの処理を熟知している方は少ないですし、それ以外にも財務会計周りの方たちも、日本では、今までずっと規則的な償却をしていく中でやっていた方が多いので、そこに関する幅広い知見を持っている方は比較的少ないのではないかと考えています。中には投資銀行から来られた方たちもおられ、そういう方々とはディスカッションできますけれども、経営者は明日があるかないか分からないようなスタートアップを頑張ってやっていますので、まずは、目先を一生懸命やっている方が多いかなと思っています。

○齊藤直人様

私も同じでして、今回こういう形で非償却の議論がされている中で、減損テストのような話がずっと出てきていますので、場合によっては初めて聞いたみたいなことが世の中には起こっているかなと思っ

ております。基本的に今まではのれんは償却されるものという想定のもとで、買われる側も想定はしていたと思っておりますので、今回こういった議論がされること自体、本当に理解が進んでいるのではないかな、という感覚を持っております。

○東川裕樹様

ご質問ありがとうございます。私は少し違った観点で、現行で日本基準を適用している会社でも IFRS の任意適用ということを検討された上で、日本基準の継続開示されている会社もあると思います。そのような意味で言うと、一定程度、のれんの償却・非償却も含めて、IFRS を適用した場合には、減損のインパクトを認知されていることもあるでしょうし、海外にある子会社、例えば、欧州、アジアの子会社は、国際会計基準ベースのローカル・ギャップで決算を行っているという意味でいうと、経営管理の観点でも、海外子会社の管理をしていると、会計基準のインパクトは理解されていると思います。そのような中で最終的に親会社の連結財務諸表を日本基準で継続してされているという事であると思いますので、ある程度理解の上で今の実務があると私は認識しています。

○加藤正英様

確かに阿部さんも仰られたように、様々な知識を持たれた方は比較的少ないかもしれないですが、経営者のバックグラウンドによって知見が随分変わることはあると思っております。会計周りの知見を持った方ですと、この辺りのお話はできると思いますが、そうではなくて事業寄りの方ですと、もちろん減損会計はおそらく理解されていますけれども、今日話に挙がったような背景にあるものについてまでは、まだご存じない方も当然いらっしゃると思っております。

○松下委員

わかりました。ありがとうございます。

○川西委員長

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

○古内副委員長

1 点だけ確認させてください。齊藤様の資料で、一番最後のボツのところについて、正確に申し上げると、米国基準や IFRS のように本則でのれんの非償却プラス毎期ののれんの減損テストを要求している会計基準で、そのことが小規模会社にとっては大変負担であるから、のれんの償却という選択肢を認めているということがあるということで、日本で今我々が議論しているような環境とは真逆の状態であるという理解でよろしいですか。

○齊藤直人様

この趣旨は、今日本の会計基準を審議されている状況ですので、日本にある全部の会社を対象にしているという認識を持っております。その中で、のれんの償却・非償却の選択制の話から来ておりますけれども、上場会社は比較可能性という強く確保すべきと思っている一方で、上場企業以外の会社も日本の会計基準は使いますので、そのような会社に対してまで、のれんの減損テストまで求める必要はないのではないかという趣旨で記載をさせていただきました。

○古内副委員長

了解しました。現状を前提としたのではなくて、仮に日本基準が IFRS などと同じようにのれんの非償却プラス減損テストに移行するのであればという前提で理解しました。

○齊藤直人様

はい、そうです。失礼いたしました。

○川西委員長

はい、ありがとうございます。そろそろ時間もよいところですが、最後に、何かご質問したい方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、御四方大変ありがとうございました。本日いただきました発表内容につきましては企業会計基準諮問会議に報告をさせていただきまして、企業会計基準諮問会議の判断を仰ぎたいと思います。それでは、以上をもちまして第4回の公聴会を終了したいと思います。大変ありがとうございました。

以 上